



中四国ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和5年11月1日

中四国ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中四国ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【中四国ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	股関節又は膝関節に対して、K082 人工関節置換術「1 肩、股、膝」施行時におけるアルスロマチック関節手術用灌流液の算定は、原則として認められる。	アルスロマチック関節手術用灌流液の「効能・効果」は、「関節鏡視下検査・手術時または関節切開による手術時の関節腔の拡張及び灌流・洗浄」である。関節軟骨細胞滑膜細胞の保護を目的とした薬剤であることも鑑み、関節腔の拡張及び灌流に伴う洗浄に使用するものであるため、股関節又は膝関節に対する人工関節置換術「1 肩、股、膝」施行時の使用は、原則として認められる。	適用診療月 令和6年2月1日
2	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル(特(2))の機能区分の定義「尿道狭窄用」については、尿道狭窄をきたす傷病名がない場合又は尿道狭窄をきたしている病態が把握できる症状詳記が無い場合、原則として認められない。	膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル(特(2))は、尿道狭窄及び前立腺肥大症の場合であって24時間以上体内留置した場合に算定できる保険医療材料(小児、神経因性膀胱での使用及びトリプルルーメンを除く)であり、手術時の単なる尿路確保での算定は、原則として認められない。	適用診療月 令和6年2月1日

本件に関する問合せ先(No.1～2 共通)

中四国審査事務センター

・ 外科審査室外科審査課 藤井 (TEL:082-576-7780)